

市町村議会への照会で提出された意見と県議会の考え方

No.	市町村 区分	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	町	第5条・ 第10条	<p>議員が相談した場合の調査及び助言の費用はどうなっていますか。</p> <p>全額公費負担でしょうか。相談した県議会議員、市町村議員若しくは市町村が支払うのであれば、明記すべきではないでしょうか。</p>	全額県費負担となります。
2	町	第10条	<p>第2項 議員研修について。県内市町村議会議員の誰もが参加できる研修につきましては、毎年開催いただきますよう要望いたします。</p>	その方向で検討いたします。
3	町	第10条第 2項	<p>ハラスメント根絶に向けた取組として、誰もが参加できる研修会を実施していただきたいと思えます。</p> <p>当町におきましては、議会関係のハラスメントの事例はありませんが、県内市町村議会と連携して実施される研修会への参加は、ハラスメントに対する意識を高め、ハラスメントを生まないコミュニケーション能力を身につける場にもつながるのではないかと思います。このため、研修会の実施に期待しております。</p>	ご期待いただきありがとうございます。
4	町	第10条第 2項	<p>政治活動等におけるハラスメントは、非常にわかりにくい部分が多々ある。特に、経験の少ない議員にとっては難解な部分が一入だと思える。打開策の鍵となるのは経験豊富な助言等であるのだが、懇切丁寧に指導してくれる方を探すのは至難の業である。</p> <p>そこで、気軽に相談できる専門的な知識と経験を持つ相談窓口が必要不可欠となる。</p> <p>気軽に相談できる専門的な窓口等があれば対処方法が早期に見つかり、政治活動等が滞りなく実行出来ることで、国民の負託に速やかに応えることも出来ると思う。</p>	そのような条例を目指します。
5	町	第10条	<p>福岡県さらには国からハラスメントを根絶するためにも、県議会、他市町村議会との連携は必要です。条文に明記いただき感謝します。</p> <p>特に研修については必須だと考えていますので、実施されれば、積極的に参加させていただきます。</p>	ありがとうございます。

市町村議会への照会で提出された意見と県議会の考え方

No.	市町村 区分	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	市	第10条第1項	<p>【修正案】 福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するため、議長は、県内の市町村議会と連携し、ハラスメント根絶に向けた活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>県議会が市町村議会と連携することは、ありがたいことだと思います。しかしながら、県議会と市町村議会はそれぞれに独立した対等な機関であり、県議会よりも優れた取組みを行う市町村議会が出てくることもあると思われます。そのため、「県議会からの支援」ではなく、「県議会と市町村議会の連携」を重視してはいかがでしょうか。</p>	ご意見の趣旨を踏まえて規定を見直しました。
		第10条第2項	<p>【運用上の要望】 ハラスメント防止には研修が有効なので、県議会が市町村議会と連携して実施することは、とても効果が高いと思います。特に、ハラスメント防止研修を独自に企画していない市町村議会ほど効果が高いと思われれます。日程や回数、開催地などを工夫して実施していただくことで、多くの議員が参加できるよう要望します。また、マスコミなどへ広報していただくことで、第3条第4項の「県民の理解」を広げることにつながることを期待します。なお、「県内の市町村議会議員の誰もが参加できる研修を県内の市町村議会と連携して」とありますが、議員に限定せず、議会事務局職員等も含めた参加を可能にしたいだけできるよう要望します。</p>	そのように努力いたします。なお、事務局職員の参加は明記いたしました（それ以外の条例に明記されていない方の参加も主催者のケースバイケースの判断で可能と考えています。）。
		第10条第3項	<p>【運用上の要望】 県議会の相談員を市町村議会議員も活用できることは、とても良い制度だと思います。この制度の趣旨を市町村議会が理解することが欠かせないので、正しく伝わるようにしていただくことを要望します。</p>	有難うございます。努力いたします。
		その他	<p>【その他の要望等】 ・議長が被申立人になる可能性もあるため、議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となった場合は議会運営委員長（または年長議員）が、議長の職務代理として対応する等の規定を設けてはいかがでしょうか。 ・会派の代表者が被申立人になった際も同様に、代表者会議へは代理人を出席させるなどの対応をしていただきますよう要望します。 ・相談員や指定職員だけではなく、議長等及び会派の代表者の責務として、「職務上、知り得た相談の内容や調査結果を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。」と明確に記載してはいかがでしょうか。</p>	「議長が別に定める」相談実施要領でそのような仕組みとすることを検討いたします。なお、「補則」でそのことを示すことといたしました。

市町村議会への照会で提出された意見と県議会の考え方

No.	市町村 区分	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
7	市	第1条 ほか	<p>政治活動等を行っていない人へのハラスメントが起きることも想定されるため、県職員や一般住民等で政治活動等を行っていない人が被害にあった場合の具体的な対応について明記しておいたほうがよいのではないかとと思われる。</p> <p>事務局に確認したところ、本条例には議員による県職員や一般住民等に対してのハラスメントも含まれているとの見解であったが、その場合、下記の点について分かりにくいのではないかとと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第1項第1号で規定する「政治活動等」が何を対象としているか分かりにくい。 ・第2条で規定するハラスメントの定義では、第1条中の目的が達成できるのか判断しにくい。 	<p>県職員や一般住民に対するハラスメントについては、第3条で一般的な責務として規定しています。なお、相談窓口等については本条例の仕組みとは別の仕組みが必要となり、様々な課題も想定されますので、今後の課題として承ります。</p>
8	市	第10条第 2項	<p>議員だけではなく、議会事務局職員も参加できるようにしておくと、より良いと思います。</p> <p>第1条で対象が議員に限定されるなか、議会事務局職員も含めてよいのか、また議会発議案件で職員の職務的な事項まで言及できるのか等々、ご検討の余地はあるかもしれませんが、議会全体で取り組むべき問題であるという観点から意見提出させていただきます。</p>	<p>事務局職員の参加も明記いたしました。</p>
9	町	第10条第 2項	<p>「県内市町村議会と連携して実施するよう努めるものとする」を「実施する」にされたい。</p> <p>議会ハラスメントは、喫緊のかだいであり、その対応が強く求められている。町村議会では、その規模や能力から対応に苦慮しており、福岡県の先進的な取組みの中で、努力目標ではなく、実施項目として取り扱っていただきたい。</p>	<p>予算、時間の制約や市町村議会のご意向もありますので、原文のとおりいたします。</p>
10	町	第10条	<p>問題はないと思います。</p> <p>県内の市町村議会との連携は必要である。</p>	<p>ご理解ありがとうございます。</p>